

## 使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p><u>「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。</u></p> <p><u>「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいう。</u></p> <p><u>「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p><u>利用許諾範囲の拡大により新設</u></p> <p><u>利用許諾範囲の拡大により新設</u></p> <p><u>利用許諾範囲の拡大により新設</u></p>
<p>(利用許諾の区分)</p> <p>第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。</p> <p>レコードに関する利用許諾</p> <p>ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾</p> <p>ゲームソフトに関する利用許諾</p> <p>映画録音に関する利用許諾</p> <p>コマーシャル放送用録音に関する利用許諾</p> <p>インタラクティブ配信に関する利用許諾</p> <p>放送に関する利用許諾</p> <p>有線放送に関する利用許諾</p> <p><u>出版に関する利用許諾</u></p> <p><u>貸与に関する利用許諾</u></p> <p><u>業務用通信カラオケに関する利用許諾</u></p>	<p>(利用許諾の区分)</p> <p>第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。</p> <p>レコードに関する利用許諾</p> <p>ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾</p> <p>ゲームソフトに関する利用許諾</p> <p>映画録音に関する利用許諾</p> <p>コマーシャル放送用録音に関する利用許諾</p> <p>インタラクティブ配信に関する利用許諾</p> <p>放送に関する利用許諾</p> <p>有線放送に関する利用許諾</p> <p><u>利用許諾範囲の拡大により新設</u></p> <p><u>利用許諾範囲の拡大により新設</u></p> <p><u>利用許諾範囲の拡大により新設</u></p>
<p>(出版に関する利用許諾)</p> <p>第13条 <u>出版に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。</u></p> <p>2 書籍</p> <p><u>楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税額を含まないもの)の10%に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前</u></p>	<p>第13条 <u>出版に関する利用許諾新設</u></p>

## 使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

記使用料に乗じて得た額とする。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、

4 の規定によるものとする。

以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、  
楽曲それぞれ下表のとおりとする。

500部 まで	1,000 部まで	1500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

## 3 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽  
曲それぞれ下表のとおりとする

10,000 部まで	50,000 部まで	100,000部 まで	300,000 部まで	500,000 部まで	1,000,000 部まで	1,000,000 部を超える場 合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

## 4 その他の出版物等

ピースなど1又は2以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲  
の場合の使用料は、当該出版物の定価(消費税額を含まないもの)の10%  
に発行部数に乗じて得た額とする。ただし、出版物に利用される著作物の  
一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する  
著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、出版物に  
定価がない場合の使用料は、 の規定によるものとする。

以外の出版物又はのれん、手拭、茶碗などの物品の場合の使用料は、  
その発行部数又は製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のと  
おりとする。ただし、歌碑、パネル、ポスターなど公衆に展示又は掲示さ  
れることを主たる目的とするもの場合は、その製作部数のいかににかか  
わらず、1曲につき歌詞、楽曲それぞれ18,000円とする。

500部 まで	1,000 部まで	1500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
375円	750円	1,125 円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円

## 使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

<p>5 2 及び4 の但し書の規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する甲の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。</p> <p>6 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができる。</p> <p>(貸与に関する利用許諾)</p> <p>第14条 貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>2 商業用レコードを公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、レコード1枚(本)1回の貸与につき以下のとおりとする。</p> <p>商業用レコードに定価が明示ある場合</p> <p>商業用レコードの定価(消費税額を含まないもの)の6%を、そのレコードに含まれている全著作物数(甲に管理委託されていない著作物を含む)で除した額又は7円90銭のいずれが多い額に、そのレコードに含まれている甲の管理する著作物数を乗じた額(歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする)とする。</p> <p>商業用レコードに定価の明示がない場合</p> <p>著作物1曲につき下記使用料額をその商業用レコードに含まれている著作物数(甲に管理委託されていない著作物を含む)で除した額又は7円90銭のいずれが多い額に、そのレコードに含まれている甲の管理する著作物数を乗じた額(歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">類別</th> <th style="text-align: left;">使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングル盤(シングルCDを含む)</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>コンパクトディスク(LP盤を含む)</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>録音テープ</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 商業用レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的</p>	類別	使用料額	シングル盤(シングルCDを含む)	15円	コンパクトディスク(LP盤を含む)	70円	録音テープ	50円	<p>第14条 貸与に関する利用許諾新設</p>
類別	使用料額								
シングル盤(シングルCDを含む)	15円								
コンパクトディスク(LP盤を含む)	70円								
録音テープ	50円								

## 使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、1店舗を単位として、下表により算出する額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。なお、月間貸与回数とは、1店舗あたりの商業用レコードの月間の平均貸与回数をいう。

区分	月間貸与回数	月額使用料
1	2,500 回未満	90,000 円
2	2,500 回以上、3,000 回未満	110,000 円
3	3,000 回以上、4,000 回未満	140,000 円
4	4,000 回以上、5,000 回未満	180,000 円
5	5,000 回以上、6,000 回未満	220,000 円
6	6,000 回以上、7,000 回未満	250,000 円
7	7,000 回以上、8,000 回未満	280,000 円
8	8,000 回以上、9,000 回未満	320,000 円
9	9,000 回以上、10,000 回未満	360,000 円
10	10,000 回以上、11,000 回未満	400,000 円

月間貸与回数が 11,000 回以上の場合の使用料は、1,000 回までを増すごとに、区分 10 の金額に、40,000 円を加算した額とする。

月間貸与回数の算出にあたっては、貸与 1 回あたり次の換算率を乗ずる。

コンパクトディスク (LP 盤含む)	1
シングル盤 (シングル CD を含む)	0.5
録音テープ	1

(業務用通信カラオケに関する利用許諾)

第 15 条 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次及びによりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製(ただし、映像とともに複製される場合を除く)及び公衆送信に係るものを含むものとする。

基本使用料

(1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数(業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために 1 データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に 9.7% を乗じた数をいう)によって 1 ヶ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額と

第 15 条 業務用通信カラオケに関する利用許諾新設

## 使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

アクセスコード数	月額使用料
500 コードまで	50,000 円
1,000 コードまで	100,000 円
2,000 コードまで	200,000 円
3,000 コードまで	300,000 円
4,000 コードまで	400,000 円
5,000 コードまで	600,000 円
6,000 コードまで	800,000 円
7,000 コードまで	1,000,000 円
8,000 コードまで	1,200,000 円
9,000 コードまで	1,400,000 円
10,000 コードまで	1,600,000 円
12,000 コードまで	1,800,000 円
14,000 コードまで	2,000,000 円
16,000 コードまで	2,200,000 円
18,000 コードまで	2,400,000 円
20,000 コードまで	2,600,000 円
20,000 コードを超える場合2,000 コードまでを増すごとに加算する額	200,000 円

(2)(1)によらない場合  
カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき200円とする。歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

利用単位使用料

(1)利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合  
サーバ、端末機械等(以下名称を問わず「受信装置」という)1台につき1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額又は950円のいずれが多い額(情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれが多い額)に利用者との協議の上定める率を乗じて得た額とする。

## 使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

<p>(2)(1)によらない場合</p> <p>業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する(公衆送信であるか複製物によるかを問わない)ごとに定めるものとし、その使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき40円とする。歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。</p> <p>2 1 (1)及び1 (1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の25%の額が月額基本使用料を下回る場合の月額基本使用料は、アクセスコード数にかかわらず、その利用単位使用料の総額の25%の額とする。</p> <p>3 前項を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。</p> <p>4 1 (1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない)をいう。</p> <p>5 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問わない)に170%を乗じた額を情報料とすることができる。</p> <p>6 1 (2)又は1 (2)の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>再生されるべき時間が5分を超える場合は、5分までを超えるごとに、5分までの使用料に1 (2)の規定の場合は200円、1 (2)の規定の場合は40円をそれぞれ加算する。</p> <p>歌曲において楽曲に著作権がない場合又は甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。</p> <p>歌曲において歌詞が甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。</p> <p>7 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。</p> <p>第16条 本規程の第1条乃至第15条の規程を適用することができ</p>	<p>第13条 本規程の第1条乃至第12条の規程を適用することができ</p>
--	--

使用料規程の新旧対照表  
(傍線は変更部分)

ない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。	ない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。
---	---